

職業安定分科会(第 223 回)	資料3-1
令和8年3月 27 日	

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（予算成立後施行分）

厚生労働省発職 0326 第 3 号

令和 8 年 3 月 26 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱【予算成立後施行分】

第1 雇用保険法施行規則の一部改正

1 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース奨励金）制度の改正

- (1) 出向元事業主と出向に関する契約を締結した出向先事業主を支給対象に追加する。（第百二条の三の三第四項関係）
- (2) 出向の終了後に復帰した労働者の賃金に係るスキルアップ支援コース奨励金の支給要件について、当該復帰労働者が職業安定局長が定める者に該当する場合における例外措置を設ける。（第百二条の三の三第四項第四号関係）
- (3) スキルアップ支援コース奨励金の支給額について、出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ負担した額の二分の一（中小企業事業主の場合は三分の二。以下同じ。）の額（当該額の合計額が基本手当日額の最高額に支給対象期間の日数を乗じて得た額（以下「基本手当支給対象額」という。）を超えるときは、当該出向元事業主及び出向先事業主がそれぞれ負担した額の二分の一の額に基本手当支給対象額を乗じて得た額を、それぞれ当該合計額で除して得た額）とする。（第百二条の三の三第五項及び第六項関係）

2 早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース奨励金）制度の改正

- (1) 中途採用拡大コース奨励金の支給について、一の事業所につき、一の年度において対象労働者を二十人までに限ることとする。（第百二条の五第八項関係）
- (2) 中途採用計画期間における、雇い入れた一般被保険者又は高年齢被保険者（期間の定めのない労働契約を締結する者であって、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と同一のものとして雇い入れたものに限る。）に占める中途採用者の割合（イ及びロにおいて「中途採用割合」という。）に係る要件について、次のイ及びロに掲げる割合のいずれかが、職業安定局長が定めるそれぞれの目標値以上であることとする。（雇用保険法施行規則第百二条の五第八項第一号ロ（2）関係）
 - イ 当該計画期間における中途採用割合から、当該計画期間の初日の前日の一年前の日から職業安定局長が定める日までの期間における中途採用割合を減じて得た割合
 - ロ 当該計画期間における中途採用割合
- (3) 中途採用拡大コース奨励金の支給要件について、中途採用計画期間

において雇い入れた中途採用者に係る最初の賃金支払日の属する月の翌月から六箇月を経過する日の属する月までの各月において当該中途採用者に対して支払った各月の賃金の額を、当該雇入れ前に中途採用者を雇用していた事業主が支払った賃金の額で除して得た割合が、いずれも職業安定局長が定める目標値を達成したものであることを追加する。(第百二条の五第八項第一号ロ(3)関係)

- (4) 中途採用拡大コース奨励金の支給額について、雇入れに係る者一人につき二十万円(職業安定局長が定める条件を満たす事業主にあつては、雇入れに係る者一人につき三十万円)とする。(第百二条の五第八項第二号関係)

3 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

(1) 六十五歳超継続雇用促進コース助成金の改正

イ 既に六十五歳超継続雇用促進コース助成金の支給を受けた事業主に係る支給制限に係る規定を削除する。(第百四条第一号イ関係)

ロ 労働協約又は就業規則により六十六歳以上の年齢への定年引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の廃止の措置を講じた場合における助成額を引き上げるとともに、継続雇用制度の導入の措置については、継続雇用希望者全員を対象とする措置を講じた場合に助成額を増額する。(第百四条第二号イ(2)から(6)まで関係)

ハ 労働協約又は就業規則により他社による継続雇用制度の導入の措置を講じた場合における助成について、定率の助成から定額の助成に変更する。(第百四条第二号イ(7)及び(8)関係)

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース助成金の改正

雇用管理整備計画に基づく措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する高年齢者の雇用の機会を増大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し若しくは導入又は医師若しくは歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入を実施した場合の助成について、定率の助成から定額の助成に変更し、次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額を支給する。(第百四条第二号ロ関係)

イ 雇用管理制度(能力評価及び賃金体系に関するものに限る。)の見直し又は導入を実施した事業主 四十五万円(中小事業主にあつては、六十万円)

ロ 雇用管理制度(能力評価及び賃金体系に関するものを除く。)の見直し若しくは導入又は健康診断を実施するための制度の導入を实

施した事業主 二十三万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）
ハ 能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直し若しくは導入又は医師若しくは歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入に当たって当該措置に係る機器、システム、ソフトウェアその他これに類するもの（以下「機器等」という。）を導入した事業主 当該機器等の導入に要した費用（人件費を除く。）の額の百分の四十五（中小事業主にあつては、百分の六十）に相当する額又は三十万円のいずれか低い額

(3) 高年齢者無期雇用転換コース助成金の改正

高年齢者無期雇用転換コース助成金の支給について、事業主に支給する額を、対象となる有期契約労働者一人につき三十万円（中小事業主にあつては四十万円）とする。（第百四条第三号ハ関係）

4 両立支援等助成金制度の改正

(略)

5 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）制度の改正

雇用管理制度・雇用環境整備助成コースにおける雇用管理の改善に資する機器又は設備の導入に係る助成について、その雇用する労働者に係る賃金を職業安定局長が定める割合以上で増額した事業主に対しては、その支給額について、当該賃金の増額の割合に応じて、当該機器又は設備の導入に要した費用の八分の一又は四分の一に相当する額を増額する。（第百十八条第二項第二号ロ（2）（i）関係）

6 キャリアアップ助成金（正社員化コース）制度の改正

(略)

7 人材開発支援助成金制度の改正

(略)

第2 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

1 建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金の改正

建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金の支給対象となる雇用管理制度の整備に関する事業について、次の（1）から（3）までに掲げる事業を一体的に行う事業を追加する。（第七条の二第三項関係）

(1) 若年労働者及び女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進のための事業

(2) 建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業

- (3) その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う事業
- 2 建設労働者技能実習コース助成金の改正
 - (1) 技能実習を受けさせた建設労働者に係る実習期間中の賃金について通常の額以上の額を支払う措置を講じた中小建設事業主に対して支給する額を次のとおりとする。(第七条の二第六項第二号関係)
 - イ 中小建設事業主（雇用保険の被保険者数が二十人以下のものに限る。）の場合 対象者一人につき、一日当たり九千五百円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあつては、一万一千五百円）
 - ロ 中小建設事業主（イの中小建設事業主を除く。）の場合 対象者一人につき、一日当たり八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあつては、一万三百円）
 - (2) 技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている中小建設事業主として職業安定局長が定めるものに対する賃金助成について、助成額を次のとおりとする。(附則第二項関係)
 - イ 中小建設事業主（雇用保険の被保険者数が二十人以下のものに限る。）の場合 対象者一人につき、一日当たり一万四百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあつては、一万二千四百五十円）
 - ロ 中小建設事業主（イの中小建設事業主を除く。）の場合 対象者一人につき、一日当たり九千四百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した中小建設事業主にあつては、一万一千百五十五円）
- 3 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

- 1 この省令は、公布の日から施行する。(附則第一条関係)
- 2 この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。(附則第二条及び第三条関係)